

## 高浜町議会議員報酬改定検討報告書を町長に提出する決議

令和5年4月26日改選時の議員立候補者数は、定数14に対して14人と、立候補間際まで1人欠員との状況で、結果無投票となった。このことを踏まえ、住民代表としての議員の責務として、議員のなり手不足に対する議会制民主主義の危機ととらえ、今後の議会のあり方、魅力度の向上を図る必要があると判断し、令和5年5月より議会改革調査特別委員会を設置し、27回の会議を重ね、議員基本条例に基づく議会活動の充実とともに、議員報酬改定に関する検討を進めてきた。

その結果、議会を活性化し、民主主義の持続的実現のために、将来を見据えた多様性のある住民、若い世代の意見を反映させ、より良い社会を作るには、議員として立候補しやすい環境整備をする必要があり、議員報酬の改定が重要であるという結論に至った。他の自治体の状況、議員の活動量等の調査検討結果から導き出し、妥当とした報酬額を示すものである。

なお、改定する報酬額の最終決定は、高浜町特別職報酬等審議会の答申を経て、議会本会議に発議し、討論、採決の後、賛否の決定を行なう。

高浜町議会は、議員報酬(月額)改定検討報告書の提出者として、高浜町特別職報酬等審議会からの説明又は意見聴取の求めに対して真摯に対応していく。

高浜町議会は有能な人材を確保し、議会の更なる資質向上並びに魅力度の向上を図ることにより、町民が住民自治(民主主義)の担い手として立候補し、議員としての職責を果たしながら高浜町の発展を築いていく原動力となることを確信する。

よって高浜町議会は、議員報酬改定検討報告書を町長に提出する。

以上、決議する。

令和7年3月21日